

@平成 15 年 12 月 1 日

於：国土交通省 11 階 特別会議室

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第 8 回次世代参加型まちづくり方策小委員会
議 事 録

国土交通省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	
(1) 「次世代参加型まちづくり」の方策について	1
(2) その他	3 4
3 . 閉 会	3 6

開 会

事務局 お待たせをいたしました。

おはようございます。

本日は、月曜日の早朝にもかかわらず、また、足元の悪い中、大変、お忙しいところをお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第8回次世代参加型まちづくり方策小委員会を開催させていただきます。

本日、御出席いただいております委員、臨時委員、専門委員の皆様、これまでのところ9名でございます。おっつけおいでいただく委員の方もいらっしゃるかと存じますが、本小委員会の議事運営に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

次に本日の資料でございますが、全部で3種類の資料をお配りいたしております。議事次第の次に一覧表がございますので、漏れがないかどうか御確認いただければと存じます。

毎回でございますが、御発言いただくときには、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただいて、御発言終了後はオフにさせていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ここからの進行につきましては、委員長をお願いをいたします。よろしくお願いいいたします。

小林委員長 おはようございます。

第8回の小委員会を迎えることになりました。当初の予定ですと、本日が最終のとりまとめに向けての小委員会でございます。よろしくお願いいいたします。

議 事

(1)「次世代参加型まちづくり」の方策について

小林委員長 本日は、お手元に資料3という形で用意させていただいておりますが、小委員会とりまとめ(案)について御議論いただきたいと思っております。

この案は、前回の小委員会で様々ないただいた御意見と、それから、その後、また委員の方々から書面その他を通して御意見をいただきました。そういう御意見をもとに、私と事務局で相談の上、報告案として作成させていただいたものでございます。

本日は、それについて忌憚のない御議論をしていただければと思っております。

はじめに、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の御説明をしたいと思います。

資料2と3について御説明申し上げます。

まず資料2でございますが、今、委員長の方からございましたように、前回、とりまとめ素案について御議論いただきまして、そのときに出された意見、それから、その後、委員の皆様方に素案について意見照会を差し上げまして、文章等でいただいた御意見等の概要でございます。

まず「次世代参加型まちづくり」の捉え方についてということでございますが、「次世代参加型まちづくり」というタイトルは不適切ではないか。全国的に見た場合、現状では「参加型まちづくり」というのが定着しているとはいえない状況の中で、いきなり「次世代」に飛ぶというのはいかがなものかといった御意見がございました。

一方、実際にまちづくりの現場に携わっている立場から見た場合は、「次世代」という言葉については違和感はないという御意見もございました。

それから、現在、各地で展開されている「参加型まちづくり」は、反対を基調としたかつてのようなものと明らかに違う。また、行政がお膳立てをし、住民等が受け身で参加した形とも違う。「参加」を段階的に捉えて、現状を改善し、次のステップを刻むための方策を考えると「今」であると捉えることが必要ではないかといった御意見がありました。

それから、これまでは行政や専門家に任せきりの場合が多かったけれども、今後は住民等の参加によるまちづくりが必要だといった御意見がございました。

それから、次が意思決定の仕組み、参加促進のための制度についてでございます。

1つ目が公正かつ民主的な意思決定の仕組みをどう制度的に担保するかが課題である。参加型まちづくりを確かなものにするための制度のあり方に関する検討を今後の課題として記載すべきであるといった御意見がございました。

意思決定に関しましては、市民が決定に参加するような話をするのはおかしい。あくまでも意思決定の責任は行政が受け止めるべきであるといった御意見もございました。

それから、とりまとめ（素案）前回、お示ししたものでございますけれども、には従来の制度を見直すにあたっての基本的な考え方が盛り込まれている。今後、具体的なプログラムを考えながら制度の検討をしていくことが必要であるといった御意見がございました。

一方、地方分権の流れの中で都市計画の決定等に関する事務は自治事務ということになりまして、また、昨年、都市計画の提案制度も創設された。そういう状況の中で、法律の手順、あるいは手続きにこだわることなく、独自で条例やルールをつくり意欲的に取り組んでいる地域もふえてきている。今はそういう芽生えを紹介しながら全国の取組みを促すのが現実的であって、制度改正を検討すべき時期ではないといった御意見がございました。

それから、次の項目が、参加型まちづくりの実効性を高めるための方策等についてということでございまして、専門用語を「使わない」のではなくて、「きちんと説明す

る」あるいは「わかりやすく説明する」ことが重要である。

2つ目が評価段階への参加も重要ではないか。

3つ目が、子どもたちも含めて、参加の実践の場をたくさん用意することが必要だといった御意見がございました。

次のページでございます。

まちづくり現場でのノウハウの共有がベースとなって、新たな創意工夫が誘発され、それへの支援につながっていくことが重要である。

専門家の役割として、中立的な立場から、地域に対して複数の選択肢を示し、地域の判断をサポートすることが考えられる。

自治体によっては、参加型まちづくりの推進に資するよう、まちづくり情報センターを設置し、効果を上げているところもある。今後、条件が整った自治体でこういった施設の設立がなされることが望ましいといった御意見がございました。

それから、公共空間の利活用に関しまして、住民やNPOの身の丈に合っているのは、小学校の余裕教室、あるいは公民館などの利用・運営である。汐留の例については、運営のスキームを示してはどうかといった御意見がございました。

パッケージの財政支援はぜひ実現してほしい。国が行うことを記述すべきであるといった御意見がございました。

財源の手当てにつきましては、例えば都市計画税の活用、あるいは民間からの寄附の活用といった方法もあるのではないかとといった御意見がございました。

「人材育成、専門家による支援」、「地域組織の育成・支援」、「公共空間の利活用の促進」、「パッケージの財政支援」は重要であるといった御意見がございました。

まちづくりに関する諸団体の関係をどう考えるかというのが課題ではないか。

実効性をあげるための方策をグルーピングした方がわかりやすい。

地方分権の時代にあっても、国として積極的に関与できる部分をはっきり書いた方がいいといった御意見もございました。

それから、小委員会の議論対象についてという項目でございますが、本小委員会、様々な観点から御議論をいただきましたが、本小委員会では、計画段階での参加の充実を中心に議論したことを明らかにしておくべきである。

「まちづくり」という言葉の範囲を明らかにしておいた方がいいといった御意見がございました。

その他といたしまして、NPO法成立後はたくさんNPOが認証されておるわけですが、様々でございますが、今後は行政が責任を持って、よいNPOを選出して、仕事をさせてまちづくりの主体に育てることができるかどうかというのがポイントではないかといった御議論がございました。

一方、NPOを行政が評価することには抵抗があるといった御意見もございました。

それから、最後でございますが、東京が進んでいて地方が遅れていると決めつける

のはいかななものかといった御意見がございました。

資料2については以上でございます。

続きまして資料3でございます。

今、御説明申し上げましたとりまとめ（素案）に対します意見を踏まえまして、委員長と御相談し、とりまとめの最終案を本日、御用意差し上げております。

資料3について、前回より変わったところを中心に御説明を申し上げたいと思います。

1ページめくっていただきますと目次がございます。「はじめに」、それから「次世代参加型まちづくり」の捉え方、現状と課題、基本的な考え方、それから実効性向上のための方策、それから、「おわりに」ということで、6項目建てになってございます。

なお、4.参加型まちづくりの実効性向上のための方策につきましては、前回、小委員会での御指摘を踏まえましてグルーピングをしてございます。大きなグルーピングといたしまして、参加の裾野の拡大、参加ノウハウの向上、参加の基盤整備、この3つにグルーピングをしてございます。

続きまして1ページめくっていただきますと「はじめに」というところがございません。

1つ目は、この小委員会、社会資本整備審議会の諮問に基づき、この小委員会が設置されているということでございます。

2つ目は、小委員会の議論の位置づけといたしまして、下ほどに書いてございますが、社会資本整備審議会におきましては、このテーマにもっばら焦点をあてて審議を行うのははじめてでございます。小委員会の審議は、参加型まちづくりを定着させ、有効に機能させていくための第一歩という位置づけができるということでございます。

3つ目の小委員会の議論の対象等でございますが、2つ目の段落に書いてございますように、本小委員会では、身近なまちづくりを中心として議論するということとし、広域的なテーマについても視野に入れる。それから、まちづくりの局面ということでは、まちづくりの出発点ともいうべき構想や計画策定等、まちのルールづくり段階での「参加」の充実について中心的に議論を行ったということでございます。

まちづくりの範囲につきましては、本小委員会では、法定の都市計画に加え、生活空間の質の向上に必要なハード・ソフトの取組みについて場合に依りて含むという整理をさせていただいております。

次のページが本小委員会の名簿。

その次の3ページがこれまでの審議経過でございます。

4ページでございます。

1といたしまして、「次世代参加型まちづくり」の捉え方ということでございます。

先ほど御紹介申し上げましたように、この部分につきましては、前回の小委員会等でいろんな御議論があったところでございます。それを踏まえまして、文章の修正、

追加をしてございます。

1. 「次世代参加型まちづくり」の捉え方ということで、まず意識の変化と参加型まちづくりの動きの箇所でございますが、現状におきましては、住民みずからが主体的にまちづくり活動に参加するなど、能動的、積極的な取組みが展開されている地域も見られるところでございます。

こうした動きというのは、阪神・淡路大震災、あるいは特定非営利活動促進法、NPO法の成立が大きな契機となったわけございまして、住民等が地域に主体的に関わること、住民等がまちづくりにおいて、「公の一員」としての自覚を持つことの重要性を再認識させ、具体的な動きの顕在化につながる大きな契機となったとの指摘があるということでございます。

現在、各地域で展開されているいろんな動きにつきましては、かつて見られたような行政からの提案を受けて住民等が意思表示をし、ときに反対の立場からの行動を展開するといったケースとは明らかに趣が異なる。しかしながら、これまでのところ、全国各地でこうした参加型まちづくりが自律的、継続的に展開される状況には至っていないのが実情であるということでございます。

その2つ下の段落でございますが、もとより、まちづくりは住民や企業、NPO、まちづくり専門家、大学等の教育機関、行政がそれぞれの役割を果たしつつ協働して取り組むことが期待されている課題でございますが、これまでは行政や専門家が主導または先導するケースが多かった。今後はこれらの多様な主体がまちづくりに積極的に参加し、相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要であるということでございます。

全国的に見ました場合、必ずしも参加型まちづくりが定着するに至っていない状況である一方、創意工夫をこらして先進的な取組みを展開している地域もふえてきつつあるという現状認識に立った上で、「国から地方へ」、「官から民へ」という大きな流れを踏まえまして、まずは参加型まちづくりのより一層の定着と展開を図り、さらに次のステップを刻むための基本的な考え方と方策についての方向性を示すことが課題となっているということでございます。

次の項目が「次世代参加型まちづくり」の枠組みでございます。

繰り返しになりますが、参加型まちづくりを全国的に定着させ、また、まちづくりの仕組みとして有効に機能させることが求められている。そういう状況の中で、さらに、次のステップとして次世代参加型まちづくりを目指す必要があるということでございます。

既に、先進的な取組みを展開している地域もございまして。こうした取組みが全国に展開され、普及されることが必要でございますが、現実的には、ケース・バイ・ケースの多様性があるということでございます。

今後、それぞれの地域で「次のステップ」を刻もうとするときに、目指すべき枠組

みがあると考えられ、これを「次世代参加型まちづくり」として捉えた場合、その基本要素といたしまして3つございます。

「機会の窓」が開放されていること。

「提案する側」と「提案される側」が固定化されていないなど、主体間の相互関係の多様性が確保されていること。

参加する主体は社会的責任が相互に確認されていることの3つでございます。

さらに多様な主体が、受け身ではなくて、主体的・積極的にまちづくり活動を担い、その結果コミュニティの生活環境等の維持・再生が図られるという一連の展開が社会の仕組みとして組み入れられているということが重要であるということでございます。

イメージ図をそこにかいてございますが、受動的な参加から責任ある協働というイメージ図をかいてございます。

次の6ページでございます。

参加型まちづくりの現状と課題ということで、(1)参加型まちづくりの活動の状況でございます。

6ページ、7ページ、8ページ、文章上の表現を除きまして大きな変更は行ってございません。

9ページでございます。

(3)現状についての評価ということでございます。

といたしまして、手探りの状況。1行目に書いてございますように、行政側も住民の側も不慣れでまだまだ手探りの部分がある場合も見受けられるということでございます。

その次の10ページでございますが、といたしまして、地域による状況の違いということで、地域によって参加を取り巻く状況や熱意には差があることを常に留意しなければならないということでございます。

といたしまして、都市計画制度の普及・定着の必要性ということで、一番下の方に書いてございますが、住民参加の充実に役立つ制度の一層の普及・定着が図られ、参加型まちづくりの有効なツールとして活発に利用されることが期待されるということでございます。

続きまして11ページでございます。

参加型まちづくりの成熟に向けての基本的な考え方ということで、今後のいろいろな取組みが各地で展開されることに役立つよう、根本的な行動原則ともいべき考え方をお示ししてございます。

まず第1のステップということでは、発想の転換と定着でございます。

まちづくりは多様な主体による発意と協議によって形づくられていくものであり、行政が主な担い手であるという発想から、NPO、住民、企業等も担い手であるという発想への転換とその定着が必要だということでございます。

それから、さらに実際の活動を展開するに際しての基本的な考え方といたしまして、透明性の確保でございます。

参加のしるべや守るべきルールがあらかじめ明確になっていることということでございます。

それから、柔軟性の確保でございます。

参加の枠組みを固定的に考えるのではなくて、状況の変化、時代の変化に合わせてつくり変えていくという柔軟性が必要であるということでございます。

12 ページ、実行性の担保でございます。

一たん決定されたことの実行性を高めることが必要だということでございます。実現に向けての責任を分かち合うという姿勢が重要だということでございます。

13 ページ以降が参加型まちづくりの実効性向上のための方策でございます。

冒頭申し上げましたように、グルーピングをしております。

参加型まちづくりが定着するための環境整備方策、具体的な支援策の方向について記述しております。

まず大きな(1)でございます。参加の裾野の拡大でございます。

1つ目、参加意識の向上ということでございます。

中ほどに書いてございますように、生涯学習による意識啓発、まちづくり教育の充実を通じまして、まずはまちに関心を持ってもらうことが必要だということでございます。また、子どもたちも参加できる実践の場を用意することも必要だということでございます。

といたしまして、早期段階からの参加の充実ということでございます。

まちのルールづくりやビジョンづくりの段階からの参加の充実がまず重要であるということでございます。

例えば、車の活用を第一とするのか、歩行者の利便を第一と考えるのかなど、まちのルールづくりにつながる基本的な選択の段階からの参加が重要だということでございます。

14 ページでございます。

2つ目、参加のノウハウの向上ということでございます。

といたしまして情報共有の徹底でございます。

参加の実効性を高めていくための第一歩は情報共有の徹底でございます。ただ、現状におきましては、行政が主導的な役割を担っている場合が多いという想定がされるわけですが、今後は様々な主体による情報発信がなされることが期待されるということでございます。

行政は、まちづくりに関する制度的、技術的な情報を積極的かつ継続的に発信するという説明責任があるということでございます。

情報提供につきましては、情報の受け手の立場に立った内容とすることが必要でござ

ざいまして、例えば難解な専門用語を極力わかりやすく説明する。模型やCG、コンピュータ・グラフィックスなどを利用するといった工夫が必要だということでございます。

といたしまして、協議の実質化というところでございます。

参加によるまちづくりの実効性を高めるためには、情報の理解・共有が必要であるということとともに、関係者間のやりとりの実質性を向上させる必要があるということでございます。

現状におきましても、自治体独自の工夫をしているところも見受けられるところでございますけれども、やりとりを十分重ねるといったことが重要であるということでございます。

15 ページでございます。

例えば意思決定に至る過程でなされたやりとり、それから、合意または合意されていない事項等を節目ごとに情報共有した上で次のステップに進んでいくことが必要だということでございます。

といたしまして、参加の技術の向上でございます。

「参加の技術」を磨く必要があるということでございます。情報整理に関する技術、合意形成までにたどりつくための技術、良好なコミュニケーション技術の向上がまちづくりの鍵であるということでございます。

4 番目がまちづくりの現場でのノウハウの共有でございます。

全国各地域の取組み事例についての情報共有が必要であるということでございまして、このことは、個々のまちづくり現場での成功事例のモデル化、普遍化、それから創意工夫の知恵やアイデアを新しく誘発することにつながるということでございます。

それから3つ目、参加の基盤整備。行政による支援策がメインでございます。

といたしまして、人材育成、専門家による支援でございます。

まずは専門家による支援ということに関しまして、様々な技術的な検討、それからワークショップでの意見のとりまとめ等にあたりましては、専門的な知識を持った人材が不可欠でございます。例えば関係者間で意見や考え方が違う場合には、中立的な立場の専門家が複数の選択肢を示し、参加者の合意形成のための環境を整備することも期待されるということでございます。

特にまちづくりの初動期の段階におきましては、意欲があってもノウハウ等が不足していて、最初の一步をうまく踏み出せないという地域が存在することも想定されるところでございます。

既に一部の自治体におきましては、まちづくり情報センターを設置いたしまして、参加型まちづくり展開のためのノウハウの蓄積、専門家による技術支援などに取り組んでいる事例もございまして、今後、条件が整った自治体において、こうした施設の

設立が期待されるところでございます。

これに加えまして、国等が全国的な視点から、まちづくり専門家に関する情報を収集、整理をし、これを利用したまちづくり専門家活用支援のための仕組みを確立することが必要であるということでございます。

専門家による支援とともに、地域における人材の育成・確保が必要でございます。いわば地域におけるまちづくりリーダーの育成が必要でございます。行政、大学等の教育機関、企業、NPO等が連携をとりながら育成、戦略の策定、実施について取り組むことが必要であるということでございます。

それから、といたしまして、まちづくりの核となる地域組織の育成・支援ということでございます。

自分たちで意思決定をし、自分たちで実行できるシステムの整備をするということと考えますと、核となる一定の組織が媒介することが現実的であるということでございます。各地域で様々なやり方があるかと思いますが、エリアマネジメント組織のあり方やその位置づけ・既存組織との関係及び組織の設立・活動に対する支援方策について、国や自治体による検討・実施が必要であるということでございます。

といたしまして、公共空間の利活用の促進ということでございます。

ストックの有効活用や賑わい確保等の観点から、地域運営組織やNPO等が公共空間をその活動の場の1つとして活用することが有効であるということでございます。

小学校の余裕教室の活用、公民館の活用といった事例、あるいは地域運営組織が歩行者道路などの公共施設の維持管理などを行っている事例もございます。あるいは必ずしも利活用が十分なされていない空間、あるいははぎれ地などの有効活用といったことも考えられるということでございます。

17 ページでございます。

といたしまして、パッケージで財政的な支援ということでございます。

第2段落目に書いてございますように、地域の意欲と創意工夫を活かしたまちづくりの総合的・効果的な展開を促進するためには、各セクターによる縦割りの発想ではなく、地域として必要な事業、活動を機動的にうまく組み合わせることがより有効であろうということでございます。

各地域の自由な発想に基づき、パッケージとして一括助成を行う仕組みが必要であるということでございます。

こうしたことにつきましては、各自治体での取組みに加えまして、国が全国的な視野で行うことも必要であるということでございます。

それから、最後が行政側の幅広い対応ということでございます。

窓口部局での「ワンストップ」の対応の充実とともに、単に一部局ではなく、関係部局が連携・協力しながら対応する必要がある。行政内部の横の連携が必要だということでございます。

18 ページでございますが、参加型まちづくりということを考えますときに、やはり市町村の役割が大きいわけでございます。ただ、対応力の点で差がある場合も想定されるわけございまして、参加型まちづくりに関連する制度の普及、あるいは具体的な支援方策につきまして、都道府県、国がきちんとサポートすることが必要であるということでございます。

それから、最後の 19 ページでございます。

「おわりに」というところでございます。

2 つ目の段落に書いてございますように、参加型まちづくりは、地域の主体性に委ねられるということが基本でございまして、一律の制度により画一的な対応はなじまないということがございます。

2 つ目は、本とりまとめは、多様な主体の能動的な参加と責任ある協働によるまちづくりの定着に向けての第一ステップとしての提言の性格を有するというところでございます。

それから、3 つ目が今後の課題ということでございますが、多様な主体の参加により、今後、利害等が対立するケースがふえてくることも予想される中で、民主的かつ合理的な意思決定の仕組みをどのように考えればよいのか、また、厳しい財政状況下において、まちづくり活動のための財源をどのようにして幅広く確保していくのか等につきましては、この小委員会でも検討の必要性が指摘された事項でございます。今後、事例の積み重ね、それから合意形成の技法、受益者負担のあり方等関連の調査・研究等を通じましてノウハウを蓄積するとともに、参加型まちづくりの進展と定着に向けて、現行制度の活用状況を踏まえた上で、関連制度のあり方について検討を進めることが必要であるということでございます。

大変雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

小林委員長 どうもありがとうございます。

ただいま、先ほど御報告いたしましたように、前回の小委員会とりまとめ素案をベースにして、その後の御意見をもとに、まとめたとりまとめ案を御報告いただきました。

それでは、これから、この案について御意見、御質問があればいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

林臨時委員 前回、いろいろ議論しまして、また、それを整理していただいて、幾つか重要な点が盛り込まれていると思います。順番にまいりますと、11 ページ目の参加型まちづくりの成熟に向けての基本的考え方というので 4 点あります。前回も、制度との結びつきを含めてもう少し踏み込むべきだという議論があったわけです。発想の転換とか、透明性の確保とか、柔軟性の確保、いずれもこの 3 つは行政としてそういうことをがんばるべきという視点の書き方になっていると思いますし、実行性の担

保も、参加をしたからには、実行について当事者がしっかり協力していくことが重要だということです。しかし、どちらかというと、この書きっぷりは、合意形成を一所懸命やったら、住民はちゃんとそれをやらなければいけない。そこに重みがあるのかなという印象があるのですが、反対に、行政にとっても、そのことを非常にしっかりやらないといけないということが重要ではないかと思うのです。

いずれにしても、全体を通じて、市民にとって公正な参加の機会を保障する義務が行政にはあることをしっかり書かないといけないと思うのです。そうしませんと、発想の転換とか、透明性、柔軟性、あるいは実行性の担保についても、非常にあいまいな恣意的なケースが見られるので、行政に甘く、住民に厳しいことが問題になると思います。

そういう意味で、市民に公正な参加の機会を保障することは基本的な問題です。そういう観点をしっかり書かないと、柔軟だったりするのは非常に結構なんですけど、あやふや過ぎると考えます。

次に13ページから参加型まちづくりの実効性の向上について、あがっている事例が、本当の意味で適切なのか、疑問があります。現在、いろいろな地域で試みられている中の本当の意味で先進的で、頑張っていて進めているものになっていない。そこに疑問な点がある。アンケートとか、シンポジウムとか、そういうものはどちらかというとアンケートする主体、あるいはシンポジウムを企画する主体が自分たちのコントロールのきく範囲で企画をし、運営をするという事例にすぎない。ここでは行政の裁量で対処できる参加の事例が中心になっているというのが大変気になるところです。

実態はむしろ行政は非常に今、財政的には逼迫しているために、どんどん行政だけで考える範囲は縮小しているのです。企業を含めて、住民とともに物事を考えて、計画をどうするかということを考えないと、あれもできない、これもできないという話ばかりになる。しかし、世の中のサービス需要だとか、施設整備需要というのはそうはいかない問題もたくさんある。それは民間企業を含め、住民あるいはNPOを含めて、一緒に決定をするということによって、はじめてリアリティーを持つ領域が非常に多くなっていく。そういうことを現実の問題として考えますと、ここにあがっている事例は、20世紀型の過去の事例、過去の状況に対応した事例になっているのが非常に心配されるところです。現在の状況との関係で、ここにあげる事例を適切なものにリファインしないと、書かれている内容の意味がうまく理解されないというのが一番気になるところです。

この項目ごとの内容については、いろいろ重要なことが書かれております。それから、パッケージで財政的な支援をすることは非常に必要なことであって、長年、実現すべきといわれていることです。これは同時に、財政をスリム化していくこととセットで総合化することによる効果をうまく発揮することでも役に立つことです。できるだけ現実的に早く実現させていただけると良いと思っています。

最後の課題は、現状を考えますと、緊急に本格的に取り組まないといけないと思います。その点をぜひ、あしたからでもすぐ取り組むというふうなつもりでやっていただければありがたいと思います。

小林委員長 林委員の御意見は、この案を修正しろという御意見なのか、それとも現状を考えると、この案は基本的にはよろしい。しかし、「おわりに」のところにあるように、今後、まだまだ検討するところがありますよという御意見なのかどちらなのでしょう。もし前者であれば、具体的にどこを、どういうふうに直せばいいかおっしゃってください。

林臨時委員 修正について申し上げたのは、11ページの参加型まちづくりの成熟に向けての基本的考え方の中に、申し上げたように、市民にとっての公正な参加の機会を保証するというを制度としてしっかり取り込むんだということをやはり書き込むというのが重要であるということです。

小林委員長 例えばそのことは、11ページの(2)の透明性の確保のところ、この中にくくられているのが問題かもしれませんけれども、多くの人々が公平に参加できるよう機会が確保されという言葉が入っているのですが、これでは十分ではない。というのは、もともと次世代参加型の仕組みが、5ページにありますように、従来の参加型から次世代参加型に変わっていきますよと最初に定義しているわけですね。しかも皆さんの御意見の中では、まだまだ従来参加型まちづくりさえしっかりやってないではないか。それをしっかりやれという段階から始めないといけないという御意見があって、それもかなり組み入れながら次世代参加型のこの仕組みを導入する必要があるというふうにいっているものですから、若干林委員のおっしゃるようなニュアンスでとらえてしまう部分も確かにあると思うのです。そのところは、今回のペーパーの、若干そういう意味でわかりにくくなっているところかなと思いますが、市民が公平に参加できるような機会があるというのは、ここに具体的には書いてあるのですけれども、もう少しどっかにということですか。

林臨時委員 これはむしろ市民にとって保証されるべき1つの権利だと思うのですが、そういう意味では、今、言われた5ページのところの「機会の窓」であるとか、相互の関係の多様性だとか、こういうふうに書かれているところのさらに基本になる次世代といっていることは、それが市民に公正な参加の機会を、市民の権利として保証するという、そういう意味合いを基本的には持っているんだということがいわれるべきではないかというふうに。

小林委員長 権利としてという言葉が必要だということですね。

林臨時委員 はい、そうですね。それが一番大きなところですよ。

それから、あと申し上げたかったのは、これは事例としてあがっているものが、当初、いろんな方々からのプレゼンテーションが今回はありましたけれども、その中のものは、前段の現況その他のところでは若干事例として引用されているのですが、む

しろこの後半のところでも、そういう意味で引用されるべきものがあるのではないだろうかという気がするのと、もう少しこういう事例を入れたらいいのではないかというものについて御意見をいただいて、入れ込んでいくことが必要ではないかというふうに感じたというので、これはリファインをしていただければということです。

小林委員長 情報があればですね。

林臨時委員 はい。

小林委員長 ほかに。

山内臨時委員 私も基本的に林委員の提案に賛成なんですけど、私も再三申し上げているのですけれども、1ページの小委員会の議論の位置づけのところに関わってくるかと思いますが、なぜ参加、多様な主体の参加というふうになってしまうとちょっとぼやけてしまうのですが、やはり市民参加だと思いますが、なぜ市民参加が必要なのかというところがいまひとつはっきり明確に書かれていない気がします。

やはりまちの暮らしの主体である市民がきちんと参加することではじめてよいまちづくりができる。不可欠なんだということを書くべきではないかと思います。当然それはつまり参加は市民に保証されるべき権利だということだと私も思っていますので、そういうような意味合いのことを議論の位置づけのところを書くべきではないかと思っています。

それと関連して、5ページのところに・印が3つ並んでいるところなんですけど、参加する主体は社会的責任がと書いてあるのですが、市民参加、参加する主体の社会的権利の保証と責任、ただ、責任だけがあるのではなくて、やはり参加する権利が保証されてはじめて責任が生じるのだと思いますので、そういう社会的な権利の保証という言葉を入れてはどうかと考えています。

それと今のことと関わるのですが、4ページのところで、反対の立場からの行動を展開するといったケースとは明らかに趣が異なると真ん中の辺に新しく書いてあるのですが、反対するということもやはり1つの参加の形であるわけですから、反対してはいけないんだというふうにとられる書き方というのは、やはり反対や対案を出すということはきちんとした参加の1つの手段だと思いますので、これはちょっと削除すべきではないかと思っています。

それと関わってくると思うのですが、今、林委員がおっしゃったまちづくりの成熟に向けての基本的考え方というところで、11ページに柔軟性の確保という表現があって、柔軟性という言葉、ちょっと耳ざわりはいいのですけれども、やはりきちんと参加を位置づけていく、方策として位置づけていかなければいけないというときに、だれが発意するかによってとか、いろいろ枠組みが柔軟だという言い方であいまいにされてしまう危険性がないだろうかということが私たちちょっと、これを読ませていただいてディスカッションしました。

やはり固定的に考えるのではなくという言い方になっているのですが、やはりある

程度基本的なところはきちんと制度として保証する、枠組みとしてきちんと書いて、その上での多様な手法というのはあると思うのですが、枠組み自体がかなりあいまいになってしまうというのはまずいのではないかというふうに考えます。

一応今、関連のところではそういうところですよ。

小林委員長 ただ、11 ページのところは、先ほどから申し上げているように、あくまでも最初の次世代参加型まちづくり、4 ページから5 ページにわたる記述がベースになっていて、それをベースにしてここでの柔軟性の確保というふうになっているんだということを御理解いただければと思います。

ですから、市民の権利というお話がございましたけれども、一方で、事業者にも権利があるんだという御主張もここではいただいております。そうしますと、恐らくいろんな主体がまちづくりに関しては関わる、参加するという権利があるんだというお話にもつながる話ですので、その辺をどういうふうに理解し、組み込んだらいいかということでこのような表現になっていると私は理解しているのですが。

ほかに御意見あれば。

土屋臨時委員 委員長が今、おっしゃったことと、また、委員がおっしゃったことに関連するのですが、市民の権利という言葉が非常にひとり歩きする場合がありますけれども、市民の権利ということは、まちづくりで具体的にどういうイメージを持つか。例えば武蔵野市なら武蔵野市でやるまちづくりには、民間のデベロッパーがやるまちづくりもあるし、それから、行政がやるまちづくりもある。市民というのは大勢いますから、その近辺にいる市民もいれば、直接的な影響を得る市民もいれば、それから、全然関係ないけれども、助っ人みたいに出てくるという市民もいる。だから市民の、例えば生存権のようなものとか、あるいは選挙権のようなものとか、そういう制度として確立しているような普遍的な権利というようなものを指す場合には別ですけれども、まちづくりといったような所有権と深く結びつくような、そういうことに市民の権利といったような場合に、何を想定しているのか、だから無限定に使うと非常に話がややこしいことになるだろうというふうに私は実感しております。

その都度、その都度によって与えられた状況が違うわけで、純粹個人がまちづくりをやる際に反対運動をするというようなものもあるし、あるいは何か提案するというものもあるし、そうでなくて、もうちょっとパブリックなものがやる場合もあるし、いろいろなことを想定した上での意見というものの集約ということになると、無条件の市民の権利というような言い方でいいかどうかということについては私も少し、むしろ委員長のお考えに近いような考え方をしております。

それからもう1つ、事務局の皆さんにお聞きしたいのですが、こういう答申を仮に字句の修正その他は別にして、ここで議論して答申が出る、そうなった場合には、これをどうなさるのですか。先ほどの参加ということともからむわけですが、

も、市民の権利ということにもからむのですけれども、何らかの形で、結論的には法制度は改めなければいかん、位置づけるのかどうか、どういうふうにするのですか。

小林委員長 それは事務局から。

事務局 先ほど御説明しましたように、こういう切り口で、こういう国の審議会で御審議いただいて、とりまとめるというのははじめてなものですから、そういう意味で、内容的に委員の皆様の方の英知を結集していただいたこれを全国的に世に問いたいといえますか、いろいろまた御意見も各地域からあると思いますので、そういうことを1つやっていくということと。

それともう1つ、具体的方策のところには、私どももそれなりに予算の要求でございますとか、そういう意味では、専門家派遣の問題とか、あとパッケージ型の財政支援の問題とか、そういうことは今、いろいろ検討しておるものもございまして、この答申を出していただいものに応じて、そういう制度の充実も図っていくというようなことにしたいというのが2点目です。

それと最後に、「おわりに」のところで、いろいろ課題を書かせていただきました。委員の皆様からも御指摘いただいたわけですが、そういう課題につきましては、私ども都市・地域整備局として、私どもの課だけでなくほかの課にもいろいろお願いをしながら、都市計画制度の問題なんかもございまして、いろいろこれからどうしていくのかという検討、それから、調査をいろいろ積み重ねる、事例を積み重ねるという話がございまして、この答申をベースに、具体化できるところをまた積極的に模索していきたい。

3点、そんなぐらいのことを一応考えていますけれども。

横島委員 今の土屋委員のお話と、省に対する御質問との関係が、私のきょうの発言用意と一致していますので、ここでお時間をいただきます。たまに出てきて最後だけで申しわけないのですが、多分これは制度論をいじったといわないわけではないけれども、制度論だったのかなと私は思います。むしろ哲学論だったような気が私はしています。その中に必要な制度でできるものがあるなら、それも求めてもいいだろうと思いますけれども、制度論が先行してしまうと、まちづくりというふうな非常に多面的でとらえどころがなく、多様な解で通じるようなものに一定の解をひきあてるということにもなりかねないという意味では、私はこういうふわっとした置き方でいいのではないかと。例えば霞が関のこのビルの、この部屋で林委員がおっしゃると物足りないけれども、結構もの足りているところがマジョリティーではないかというふうに私は思います。

そういう意味では、これぐらい各委員が個人的な御意見をどんどん出されて、しかも結構それをここまで受けなくていいのではないかと思うぐらい拾っているのです。その意味では、僕はちょっとやり過ぎだと思うところもあるぐらいで、ある意味では、非常にそれではだざわりのいい答えになっているわけで、それでいいのかなというの

が私の全体的なトーンなんです。そこから言うと、これでいいというのも1つの方法論で、土屋委員もおっしゃったんだけど、それは土屋委員のようにゾーンに入っている市長はいいのですけれども、そうでない市長さん、これをほいっと持ってこられてどうするかという、そもそも届くかどうかというところから問題がある。さっき土屋委員、これが市町村長に届きますか。県の棚にあがるぐらいが普通の今までのやり方ですね。

そこで私は省に1つお願いもあるのですが、これは本審の答申のときに言う方がいいのかもしれませんが、思い切って、これをカレッジのテキストにするぐらいの行政的な具体策がないかということなんです。

どういうことかという、都道府県に渡しちゃいますと、都道府県の考え方によって下に下りないのです。下りる県がいいか、下りない県がいいかということを行っているのではなくて、下りないところもあるだろう。そこでせっかくこれは省の審議会ですから、省の組織を使って下さる、つまり整備局を使ってみてはどうか。

私は自分の領域で見ると、地方整備局が非常にまだかたいのです。我々が思っている今の行政改革を担っているはずの地方整備局がまだまだ古い、その地方整備局に1つ宿題を出して、整備局管内ごとに、これをテキストにしたカレッジをつくらせてみてはどうか。それは、これがテキストの前段、全部ではないのです。もっといろいろな、林委員のストックにあるようなものが本当はテキストなんでしょうけれども、これを1つの基本線にして、しかも対象がNPOであれ、市町村長であれ、知事でもいいのでしょうけれども、いわばまちづくりに直接的に関わる方々と一緒に勉強するテキストだというふうに考えられないか。

今までの答申は神棚答申と言いました。最近の答申は机の上まで下りてきて、インターネットでみんなに配っているから説明責任を果たした。これもいってみれば神棚に近いのです。そうでなくて、もう一步踏み出して、現場の土の上を掘り出してみるというような感じの答申の使い方に至るとすれば、一步踏み出した今のカレッジシステムみたいなものがあってもいいのではないかと。

具体的に私は今、イメージで申し上げていますからあとは行政に任せますけれども、省としてそういう形の、これは非常に貴重な答申ですよ。非常に熱っぽくて、人のおいがるいい答申なんです、それは今の局長がきちっと新しい手法で届けたというところまで新しい手法を加えて何点というものでしょうから、ここで点数をつけるとすれば、そっちの方と一緒にやってもらって100点にしてほしい。最後の方はお願いですけども、答えがあるならいただきたい。

小林委員長 最後に局長からのごあいさつがあるそうですから、そこに何らかのコメントをいただけるようにお願いします。

小幡委員 この小委員会、さまざまな事例紹介とかありまして、出席できなかったところは見せていただいて、大変興味深い審議がなされた委員会だったと思います。

よくまとまっていると思いますので、私自身も特に申し上げることはないのですが、まちづくりですので、やはり最終的にこういうまとめ方になるのかなと思いますが、明確な法制度としては、今あるものの普及という形がメインですね。それを本当に働かせるためのいろいろ準備といいますか、第一段階をどういうふうにサポートして整えていくかというところに主眼があると思われまます。

最後に課題を「おわりに」というところでも書いてありますけれども、関連する制度等について、さらに今後考えていく必要もあるのではないかというふうな、そこにニュアンスを残してあるのが重要だと思います。まだ市町村によっては、先ほどの話ではないですけれども、なかなか全くどうやっていいかわからないというところもありますので、そういうところも含めて次第に機運をだんだん盛り上げていこうという趣旨の段階ではないかと拝見いたしました。

1点だけ、言葉ですけれども、12ページの実行性の担保というところの「実行性」なんですけれども、多分あえてこの漢字が使われたと思うのですが、日本語で、耳で聞いたときに、我々法律家とか、さまざまところで使われている語感が、「じっこう性」という場合の「こう」は効力の「効」なんです。耳で聞いたときに、それをイメージするのですが、あえてここで違うという、多分議論された結果、それであればそれでよろしいのですけれども、ちょっと違和感があるなというのはあります。

小林委員長 どうでしょうか。これはまちづくりですから、ある意味でまちづくりを実現するという意味での実行性の議論に偏っていると私は思います。

小幡委員 そうすると、実現の方が誤解がない。ただ、「じっこう性」と聞くと「効」を思い浮かべるのですよ。

小泉臨時委員 後の方で実効性という言葉も出てきますね。

小幡委員 そうなんです。だとしたら言葉としては実現性かな。

小林委員長 御意見としてちょっとチェックさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

小泉臨時委員 先ほどの権利の保障の話なんですけれども、市民だけの確かに権利ではないと思うのです。なので、いろんな主体ということでもいいと思うのですけれども、ただ、項目の整理の仕方として、透明性の確保と、やはり参加の公正さの確保なり、機会の保障なりという話だと別のことなので、透明性及び公正さの確保とか、そういうふうにしていただくとか、もしくは別のパラグラフにさせていただくとかいうことで、透明性と別に公正な参加機会の保障が必要なんだということを明記していただいた方がいいのではないかなと思います。

それから、あとは基本的にはすごく今、横島委員からのお話にもあったように、いろんな方の意見をうまく調整してこうなったな、努力はしていただいたなという感じはしています。

それで1点だけ、この間、御意見を差し上げるのを忘れていた点があって、17ペー

ジのパッケージ支援の話で、たしか小委員会の中ではいろんな議論が出てきて、その過程で薄れてしまったと思うのですけれど、例えば提案権制度とか地区計画の申し出制度というのができていて、市民なり住民の方がそれをうまいようすると、なかなかやはりお金もなくてできないということで、専門家支援の話は別にあるのですけれども、そういうある種の提案制度の活用にもこういうパッケージでの財政的な支援が有効であるというようなことを明記していただくと、こういうパッケージの財政支援の中の1つの使途としてそういう提案制度を行政がサポートするということが明確に位置づけられていいのではないかと思います。

基本的な内容はこれで結構なんですが、申し出制度とか、提案制度にもこういう制度が有効ではないかということを一言入れていただけるといいのではないかと思います。

西谷委員 次世代ということだとキーワードが2つ、1つは高齢者という言葉、これはどこかに入っているかな。どういう形でもいいですけども、高齢者というのは参加を非常にしやすいということがありますし、またするべきであるということもいえるわけですから、どこかに入っているといいな。

それからもう1つは、制度論で契約という言葉です。協定といってもいいのですが、これからのまちづくりは、多分行政行為的な発想から、契約的な手法というものに重点を移していく可能性がかなりある。だから契約というような言葉もどこかに見えるといいが、しかし、これは制度論であり、相当の議論を要しますから、契約という言葉の方は議事録にとどめる程度でよい。

高齢者という方はどこかにうまく入れられたなという気もしますが、そこは座長に一任をいたしますので、仮に入らなくても結構ですけども、入る場所があればと思います。

小林委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございましょうか。

伴臨時委員 1つは4ページ、5ページにわたって全体の位置づけがありまして、この次世代参加型まちづくりは理想の形で、それまでのステップだということになっています。そこで、次世代参加型まちづくりの方策という全体の見出しの話になるのですけれども、次世代まちづくりへ向けての方策か、あるいは「への方策」という感じですね。次世代まちづくりそのものの方策ではない。むしろ一般的な参加型まちづくりをまずしっかりやってという方策が中心になっているような気がしますので、例えばこれは「への方策」でも変でしょうから、次世代参加型まちづくりに向けてとか、そういう全体の見出しにされた方がいいのではないかなということが1点です。

それから、細かい話ですが、16ページに公共空間の利活用の促進というのがあります。その公共施設の維持管理の先進的事例に歩行者道路などとありますけれども、実際には例の公共施設の里親制度などというときには、広場、公園だとか、河川敷だと

か、それから道路も必ずしも歩行者道路だけでなく、街路の歩道部分とか、そういうのがありますので、ここはもう少し豊富に例示を入れられてもいいのではないかなという気がいたします。

最後は18ページに行政側の幅広い対応とありまして、市町村の役割の対応力の差で都道府県と国がサポートと書いてありますが、これは私の立場であれなんですけれども、今の公団、あるいは新しい都市再生機構は、こういう役割も大事ななと思っておりませんが、ここに書くと、いかにも位置づけがまずいということになる。こういう理解とされているのですけれども、これから独立行政法人になるというのは国の政策の実施機関だという位置づけでありますので、この国に入っているかな、場合によっては都道府県の代理でやるということもありますので、この辺で位置づけられているかなと思って、それは書いてほしいというところまで言いませんけれども、そういう意気込みでこれからやるつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

横島委員 書いてもいいのではないですか。

伴委員のところ以外にもいろいろな公益団体がありますね、国土交通省所掌の。そういうところで年中行事で終わっているところもあるわけだから、それもどんどんやらしたらいいのですよ、10ぐらいなら関連機関みたいなぐらいは入れてもいいのではないですか、国及びその関連機関。

小林委員長 御意見として承っておきます。

小林専門委員 先ほど横島委員が言われたのと同じで、国の答申として、前回もお話ししましたがけれども、こういう形のものが出るだけで僕は十分満足しておりますけれども、できれば最後の4章のところ、今、実効性の向上ということがちょっと変だという話がありましたけれども、3つのくくられたタイトルがどうも人ごとのようで、もうちょっとせつかくここまで書いていただくのなら、タイトルにこっていただきたいというのがお願いでございます。

例えば1の裾野の拡大と、それから、ノウハウの向上と、基盤整備ということで、ドライにはそういうことでしょうけれども、やはりこここのところは環境整備とか具体的な支援として国としてのこういうことをしていこうという意思のあらわれであると思いますし、先ほど上田課長が言われたように、とりあえず専門家派遣だとか、パッケージだとかの予算を考えているということなので、やはり(1)参加の裾野の拡大なんてことは、参加の考え方を広げていくとか、(2)番目のノウハウの向上というのは、参加のやり方を豊かにしていくとか、それから(3)基盤整備のところは、具体的にとりあえずできることをするとか、なんかもう少しこんなことをしたいんだということがわかるような積極的な動詞型でいていただきたい。何かそういう心持を込めていただくと、ああ、なるほど支援策とか、方策はやろうとしているんだなというのが出てくるのではないかというふうに思いました。

それと先ほど言われたように、事例が本当に事例になってない。せっかく中に書いてあることに対して、ああ、こんなことをしたらいいのかと思われたらかなり問題かな、これはこれでいいこともたくさんあると思うのですけれども、もうちょっと実際にやっていることも進んでいると思いますので、例えば前、お話ししたかと思いますがけれども、私が関係していることでいえば、生野町のまちづくり基本条例とか、ニセコ町もそうですけれども、もっと参加の意識向上とか、そういうことについては、町としてそれに前提として最高規範性をもってやるとか、そういうことまで書いているわけですから、やはりそういう事例も幾つかもう少し充実していただけたらと思います。

小泉臨時委員 先ほど申し忘れたことがあるのですけれども、14ページの情報提供の徹底の項目で、これも以前、この形にまとまる前に申し上げた点が1点あるのですけれども、やはり提案制度とかある前提で、もう少し、例えば市民が提案をつくる際に行政として情報提供するということですね。ここに書いてあるのは、どちらかということ、行政が都市計画決定をする際にきちんとした情報公開を早期の時期からやりましょう、それは非常に結構なことなんですが、それと違う局面で、市民が自分たちで提案をしたいといったときに、計画案をつくるために必要な関連条項の提供というのをやはり積極的にやるべきではないかと思うのです。そういうことがわかる文を、可能でしたら入れていただきたいと思います。以前も言って、ここに載ってないので、もしかするとそれは現状では難しいという判断なのかもしれませんが、ぜひ検討していただきたいと思います。

小林委員長 別に難しいことはないと思いますが、横浜市で具体的にそういうことをやっていますから。

越澤委員長代理 1つは1委員としての単なる意見ですが、19ページですけれども、今後の課題の検討等が書かれていまして、これはぜひ私からのお願いですが、国の方は研究機関を2つ持っております。1つは直属の国土技術政策総合研究所、要するに筑波の元の建研、土研。もう1つは独立行政法人の建築研究所がありまして、そちらにも住宅都市グループがありますので、ぜひそういうところで、こういう審議会の報告を受けて、それから先ほど横島委員から地方整備局がいろいろやったらどうかとありますが、そういうところにも出かけたり、ぜひそういうことをやってほしいなと思います。

と申しますのは、午後、実は独立法人の点検評価委員会がありまして、そんなこともちょっとお願いしようかなと思ってありますが、ぜひこれは今後の展開ということで、審議会としては、私は一たん随分議論をしたと思いますが、先ほど事例も含めて、まだまだいろいろよりもっといい事例があるのではないかという御指摘もありますので、それはやはりこの中ではかなり尽くしたつもりですが、やはりいろいろ勉強した方がいいのかなという感じがします。

それから、もう1つは委員長代理という立場でのお願いですが、やはりたしか今週

木曜日だったと思いますが、きょう、できましたらこの小委員会は最終回にして部会に報告したいという、そういうスケジュールになっておりますので、まず1つは事例については、ぜひこの場で、もしどうしてもこの事例はやはり入れるべきでないということであれば、はっきり言っていただいた方がいいのかな。その上で委員長、事務局、場合によったら私も加わりますが、入れる、入れないの判断をもうした方がいいと思います。それから、より適切な事例があれば、それは具体的に御指摘いただいて、どの程度入れるかどうかというのはまた事務局一任でもいいと思いますが、かなり皆さん一家言持った方々ばかりですから、やはり委員長一任となった後で、入れるか入れないかという判断を委ねるというのも、ちょっと委員長の荷が重いのではないかなということがありまして、やはりこの場で、すぐこの場で思いつかないような事例はそれほどいい事例でないと思いますので、ぜひ言っていただいて。

それからもう1つお願いですが、これはむしろ委員長のお考えですけれども、できましたら、具体的にどうしてもこの文章はこういう修正をしてほしいという意見があれば、この場でもう具体的に言っていただいて、その上で、できる限りきょうの中である程度委員長から御提案いただいて、こういうふうにしたい。それである程度そういう方向であれば、きょうはある程度「てにおは」以外はなるべく決めておいた方がいいのではないのかなという気もしまして、場合によっては、割と進行もきょうは珍しく早いものですから、そういう具体の修正提案でなるべくお出しいただいて、それで場合によっては時間をとって。

小林委員長 ただ、かなりいろいろな局面で御意見をいただいていますから、この場で全部修文するというのは難しいですね、時間的にも無理だと思います。

越澤委員長代理 その辺、どうするかなんですが、進行をどうしたらいいのかなということちょっと考えています。

小林委員長 参加事例については、もしお気づきの点があれば、ぜひ具体的なこと、私も後で時間が迫っていますので、具体的な提案をいただかないと、事務局で探せというのはとてもじゃないけれども間に合いませんので、具体的な資料をつけて御意見をいただきたいと思っていますということを申し上げようと思ったのですが、この場で、これはこういうふうに変えた方がいいという具体的な提案があればぜひいただきたいのですが。

林臨時委員 今の事例のお話ですが、13ページの参加意識の向上とか、早期段階からの参加の充実というあたりについては、参加意識の向上は、むしろ日常的にいろんな形で市民が自分たちのまちづくりの活動を展開できる機会をつくるということは非常に重要なんです。ここでは都市計画ということにかなり意識が絞られているのではないかと思うのですが、そういうふうなこと以前に、もうこれは90年代さんざんやってしまったので、いまや新しいケースでありませんが、世田谷区でまちづくりファンドというのをつくって、市民にまちづくりの提案、公募をして、自由に提案したもの

に対して公開の審査をして、助成をするということがいまや全体では100以上の活動が地域の中で展開されるとか、そういう意味では、参加意識を向上するという意味では、非常に効果的である。

それは世田谷だけでなく、神戸とかいろんなところにも展開していると思いますが、そういう事例の方がわかりやすくいいのではないかと。ここではアンケートをするというのは一番参加では行政が何か恣意的に裁量でやれるだけの話で、本当の意味で市民が参加というような意識というのを醸成するにはもうずっと古い話、余りに古いという感じがするので、そういうことを申し上げたいと思います。

小林委員長 林委員、ただ、ここは事例、宇部市のことでしょうか。これはアンケートするというのに意味があるのではなくて、中学1年生を対象にまちづくりに関するアンケートをやるということに意味がある。

林臨時委員 そういう意味でも、まちづくりファンドなんか、公募している提案は、子どもを含めてだれでもできますという、そういう仕掛けでやっていますので、自由に思ったことで、自分たちの思いを出せるという質が違うと思うのです。アンケートは問われた項目に対して答えるという、そういう形になりますから、子どもを対象にするというのは非常に重要ではあるのですが、何かそれだけでは既にもっと開かれたケースがあるということを上申し上げたいというふうに思います。

そんなわけで、あと、それぞれ出されたもので言えばいっぱい出てくると思うのですが、ただ、もう1つ、先ほど市民の権利という話がありましたが、私が申し上げたのは、言い方として、市民に公正な参加の権利、機会を保障するという、公正な参加の機会を保障するということが意味があるというふうに思って申し上げたのです。単純に参加の権利というだけではない問題です。例えば提案制度も、いろんな市民が、いろんな都市計画についての提案をしたいと思うと思いますが、制度の中に幾つか条件がありますので、その条件を全うできるだけの、例えば企業として資金力があるとか、人材が十分あってやれる主体はいいのですが、そうでない市民にとっては、提案制度というのは、別に自分たちにとって本当に提案できることになるのだろうか。

先ほど小泉委員がおっしゃったように、公正なということが入らないと、そういう意図を持った市民に参加できるように、提案できるように支援するというのに、人だとか、資金だとか、そういうことを出すこと自体は非常に制度的にも意味のあることだというふうにならないと予算化ができないと思うのです。

そういう意味で、公正な参加の機会を保障することが非常に僕は重要であって、公正さということから物事を評価していくことを行政としてもしっかり位置づけないといけないと思っています。

例えば前にも議論しましたがけれども、町内会、自治会で非常にデモクラシー原理がないボス化した町会であっても、呼んで話を聞いて参加したことになっているというようなことがしばしば現在の実態としてはある。それはその地域の人々にとっては極め

て不満な状況があって、それについていろいろ発言をしようとしても、現状ではそれはきちんととらえられないようなこともあります。そういうことを問題としてみんなで考えるという意味では、公正な参加の機会ということ、公正さということ自体が重要な概念でありますので、それを入れないといけないというふうに思います。土屋委員がおっしゃったことは僕も非常によくわかるのですが、そういう点をいろんな懸念があったり、いろんな問題があることは重々承知の上で、公正な参加の機会ということはこの中に入れていただけるといいのではないかと。

土屋臨時委員 今のお話に関連して、確かに一般的に公正さということについては、おっしゃっている意味もよくわかります。力の大小があったり、ごく個人的な提案であったりするのでも参加の機会を与えるべきだという、こういうことについてはそのとおりです。ただ、何が公正かということの物差しをつくるということになるといろいろ出てくるけれども、一般論としてはそういう議論でいいというふうに思っています。

それから、事例のお話が出ましたので申し上げますが、私どもが出した8ページの事例、表2-2なんですけれども、これは間違いのないのですけれども、この表自体全く間違いのないので、事務的につくった表になっているのですけれども、一番のポイントは、真ん中あたりに昭和59年7月に賛否両者によるまちづくり市民委員会発足ということで、もめにもめていたものを1つのテーブルについて、かんかんがくがくやった、十何回やったのですけれども、そこのところがこのテーマとしては一番重要なんで、あとで委員長、この表をもうちょっと不必要なところはどんどん削除したり、少しこのところをつけ加えさせていただいた方がよろしいと思いますので、あとで事務的に。

つまり単なるどこでもやっている事務的なことと、参加の中身とが同じ1行になっているので、そこのところをあとで実務的にまず事務方をお願いして調整させていただきたいと思います。

それからもう1つ、先ほどおっしゃったこととからむのですけれども、まさにこういう市民参加、参加型というまちづくりということが国土交通省の審議会で議論されるということは非常に私は意味があると思っています。先ほど横島委員もおっしゃったんですけれども、どこまで下りるかということもあるだろうと思います。大体市町村長の一般的傾向として、どうしても国の基準を見ろというか、国の方を見ているということがあります。だから逆に国が下に下ろしていただくということを積極的にやらないと、ああ、こういうやわらかい参加型のまちづくりをやっていくことにかじを切ったんだなということメッセージとして出した方がいいと思います。

ニセコの基本条例のお話も出ましたけれども、この間、全国市長会で議論したのは、ある支部から、各地で自治基本条例だとか、あるいは市民参加条例だとかができるけれども、こういうものを統一的に法的に位置づける案を国に要求しろという話、そういう話が出ていたと思うのですけれども、1つのこれは事例なんですけれども、

ことごとさように国の方を見て、オーソライズされないとなかなか市町村はそれを制度としてやるとか、都道府県の制度としてやるということにはなかなかならんわけで、実務的な話としては、そういう状態がいいかどうかは別にして、実務的な話からすれば、国土交通省としてはこういうことでやって結構ですよというメッセージを世の中に出すということが大事であると思います。市町村のところに聞こえるように世の中に出すということが大事だと思います。

山内臨時委員 事例の話、よろしいでしょうか。

子どもの参加の事例なんですけど、今、林委員がおっしゃったように、アンケートはという話もあって、確かにアンケートも必要なんですけれども、例えば杉並区で、ティーンエイジャーのための、中高校生のための施設、ユース杉並というのは多分事例としては御存じかと思うのですけれども、私も発表のときに話させていただきましたが、建設段階から中高校生委員会というのをつくって、全く白紙の段階から、どういう機能が必要かという議論を積み重ねて施設ができたというような事例もありますので、そういう事例の方がさらに適切かと思えます。

それとあと川崎市の取組みとして、これは小澤委員がお持ちになったパンフレットだと思いますが、これはもちろん大事なことですけれども、これのベースになっているのが川崎の子どもの権利に関する条例という、子どもの権利条約を受けて川崎市がつくった子どもの権利に関する条例というものがあっていて、その中にまちづくりの際に際しての参加する権利とか、意見表明権ということが書かれていて、それがもとでやはりこういうものがつくられてきているので、その資料は事務局にお渡ししてありますので、それなども事例として入れていただけたらいいなというふうに考えております。

それからもう1つなんですけど、越澤委員が検討の段階でいろいろ国の機関とかを使って検討を進めたらいいというお話があったと思うのですけれども、こういう審議会の場にまちづくりNPOとして私たちが場を提供していただいたというのは大変画期的なことだしありがたいと思っているのですが、ぜひそういう制度的な検討のところも、なかなか私なんか個人的な勉強不足で十分なことができなかったかもしれないのですけれども、体系的な知識がなくても非常に豊富な経験とか持っておりますので、やはりまちづくりの現場の方たちがきちっとそういう制度検討のところにも位置づいていけるようなことを考えていただきいたというふうに提案させていただきたいと思えます。

小林委員長 最後のところは、具体的には、どこに、どういうふうに記述してほしいという御意見ですか。

山内臨時委員 最後の検討が必要だということに、もしできたら、それこそ多様な主体ということで、まちづくりのNPOだったり、まちづくりに参加している市民団体とか、そういう人たちとともに検討を進めていくというふうに書いていただけると

と大変ありがたいです。

越澤委員長代理 事例についてですけれども、実はやはり大都市圏でかなり参加型まちづくりが進んでいるので、どうしても大都市圏中心の事例紹介が多いということがあります。これはこれで実態をあらわしていると思いますが、先ほど林委員から御指摘があった宇部については、私は宇部のことは知りませんが、報告で出ている地方都市の例はなるべくそのまま活かして、あるいはできれば、ほぼ同じ事例であれば、大都市圏のものを地方都市に差し替える、むしろそのぐらいのことをしてほしいな。私も余り地方都市の事例を知りませんが、これはやはりどうしても東京とか、例えば横浜だけのことだと思われるというのはやはりよくないと思いますので、ここに出ている事例は、その中で一番すぐれているという意味では決してなくて、純粋に事例でありまして、多分宇部市もこういうとらえ方をするとびっくりするかもしれませんが、宇部は市街地がシャッターが閉まって困っているところですから、逆にこれを契機に広い意味でまちづくりを頑張ってくれればいいわけでありまして、事例についてはそういうことではないのかな、決してベストを選んでいるということではないというふうに考えたいと思います。

それから、先ほど権利とか、そういう言葉について入れたらどうかと御指摘がありました。やはり単純に考えますと、権利について義務も生じるわけで、余り権利、義務とか、かたい言葉を入れていくよりは、やはりこういうことを出したということの意味があって、また、国土交通省自身が地方自治体を含めてこれをどうしていくのかとか、むしろいろんな宿題が多々ありますし、また、地方自治体もこれを受け取って、先ほど法律そのものも国からなかなか出ない、地方自治体の方も自信持てできないという自治体もあれば、無関係にどんどん進めている自治体もあると思いますので、1つこういう新しい報告が世の中でどう受け止められるか。また、人によっては、もともとこういうことは国で議論しなくても自治体が独自で、また、地域でやればいいのだという考えもあるかもしれませんので、1回、世に問うてみて、多少いいことをやってくれたという評価が出ることを期待しておりますけれども、まだそういう段階でよろしいのではないのかなと私個人は思います。

むしろ確かにホームページ等で公開されて見れるのですけれども、とはいいいながら、やはり中のわかりやすい冊子とか、入手しやすい方法というのも大変重要ですので、ぜひそちらの方をむしろ工夫して、このエッセンスでもチラシになってたえずリーフレットとして入手しやすくなるとか、むしろそういう工夫をぜひ国の方で考えていただければなという、これはお願いであります。

小林委員長 いろいろ御意見をいただいておりますが、特に事例のところは事務局で入れたところがかかなりあるような気がしますので、今まで御意見をいただいた中で、事務局としてこうなんだという、何かコメントが特にあれば。先ほど越澤委員がおっしゃったように、大都市だけではなくて、むしろ地方都市の事例を積極的に配慮して

入れたんだというような御指摘があれば伺いたいと思います。

事務局 実効性向上のための方策の中の事例につきましては、前々回、お示した公共団体に対するアンケート調査であがってきたものをこの中に入れているわけでございまして、私どもが恣意的に選んだということではございません。

それから、委員長代理の方からお話ございましたように、やはり事例の数では大都市圏が多うございますが、今回はなるべく地方のものを紹介するというで選んだということでございます。

先ほどベストではないというお話ございましたけれども、今回は、いわば純粋にこういうことに関連する取組みをやっている事例ということで、8月に行ったアンケート調査の中であがってきたものということで選んでございます。

林臨時委員 そういふことと言いますと、この構成の中で、参加型まちづくりの現状と課題というところで、活動の状況というのは、これはNPO法人に認証するとか、そういう統計的な形が出てきまして、もしそういうアンケートをやっておられるのであれば、この前段の現状と課題のところには活かしていただいて、現状と課題のところにもむしろいろんな委員が御報告くださった事例等あがっておりますが、そういうものが後半の発想の転換とか、そういう話との対応で、実効性向上のための方策でいろいろ出てくるあたりに委員の皆さんからの事例、報告された事例が活かされるとかというふうにした方がどうも座りがよさそうな気がします。今、伺うと。その辺、御検討いただければありがたいのです。

小林委員長 時間的に余り大幅な修正はちょっとできかねるような状況なので、もし決定的におかしいということであれば。

林臨時委員 そういふ意味では、7ページのところとか、なかなかの事例がいろいろそれぞれ並んでおります。先ほどの武蔵野のケースもそうですが、それから9ページもそうですね。

小林委員長 それが移動できればこちらに。

林臨時委員 そうですね、後半に移動できれば、そちらに入れていただければ。

小林委員長 そちらに移動できる可能性があれば、そちらに一部移動した方がいいという御意見ですね。

林臨時委員 そうです。これは余り手間暇かからないと思います。

小林委員長 事務的にできるかどうかちょっとチェックしてみます。

小林専門委員 林委員のおっしゃることに賛成で、後ろの事例は、さっきも申しましたけれども、やはりこういうことをしたいということがわかった方がいいと思うのです。ですから、こういった7、8、9ページにあるようなビジュアルな格好の方が似合っているのではないかと。前の方にアンケートがあるのですが、そっちに今の事例というか、もう少し匿名性の高いような格好で集計されるのではなくて、それぞれのところでこういうこともやっているよというのがわかる、そういう方がわかりやすい。

ばさっと入れ替えてしまった方が早い。そのあと、新たなやつは今からつくるのは大変でしょうから、幾つか八尾市がやっているラウンドテーブルとか、神戸市の協働と参画のプラットフォームなどは全くそうだと思うのですけれども、初期段階にどうするかというようなことが非常に大事だということがわかるとか、そういうことでいえば今のような格好の方がいいのではないかというふうに私は思います。

小林委員長 事務局どうですか。

事務局 言葉足らずで恐縮です。アンケートというのは、取組みについてアンケートしたということではございませんで、9月の第6回目の小委員会でしょうか、制度の運用状況について地方公共団体にアンケートしたときに、事例についてもあればお寄せくださいということで、取組みについて網羅的に各自治体にアンケートしたということではございません。

ですから、繰り返しになりますけれども、我が町ではこういう事例をやっているということがあれば御紹介くださいということで寄せられた事例をここに載せているということでございます。

小林委員長 御意見として事例の問題が出てきて、現状と課題のところはどちらかという、後ろについている方策のところに出ている事例の方が現状と課題の事例として適切なものが一部ある。それから、現状の課題の中に出ている事例の中で、むしろこれからの次世代の議論をしたときに必要な事例がこちらに組み込まれているので、それを少し交換した方がより説明力が高まるのではないかという御意見をいただいております。

そういうことについて事務的にこれから次の部会までに作業ができるかどうかという御質問です。

事務局 前の方のグループと、後ろの方のグループと要するに切り口が違う整理をしていますので、どこまでできるかやってみないとわからないのでありますけれども、今の御指摘の点を踏まえてちょっと早急に検討して、できる範囲内でやらせていただきたいと存じますけれども。

小林委員長 もし新しい事例をこの中に組み入れるとすると、どういうスタイルで、どの程度の規模で、具体的にいつまで資料として出していただければ事務的に対応可能かということについてはどうでしょうか。後で御意見をいただいてもいいのですが。

事務局 4日まであと中2日しかございません。できれば明日いっぱいとかというのが限度かなと思うのですけれども、前日になりますと、ある程度整理したものをセットして委員長の御了解をもらわなければいけないと思いますので、できれば、もしございましたら、きょう、出していただければ事務的には非常に、私どもの整理はきょう中にでもやりたいと思います。

小林委員長 そういう形で非常に時間的に切迫しているものですから、できれば新

しいものは断念させていただいて、これからそういう事例をもっと積極的に集めようという提言もしているものですから、その中に新たに組み入れさせていただく。今回は既にある材料で交互入れ替えしてより説得力が高まる可能性があれば入れ換えをさせていただくという、そこにとどめさせていただくということによろしいでしょうか。ちょっと時間的にかなり厳しそうなので、よろしいでしょうか。

林臨時委員 そう思います。

山岡専門委員 きょうは最終案ということで、前にお送りしたのもいただいて、コメントがあれば出してくださいということで、僕も出さなかったの、大体前回言ったまでのことで私は全部含まれているから特にこれでいいのではないかと考えています。あとはこれをどういうふうに活かしていくかなという気がしたのですけれども、最初に林委員がおっしゃったことと、山内委員がおっしゃったことで、確かに読んでみると気になるので、もし文章をちょっと変えたとしたら、5ページのいわば「機会の窓」が開放されていることというのを、いわば「機会の窓」が保証されていることぐらいにすると、かなり林委員のニュアンスが伝わるように思います。私も権利の問題は重要だと思うのだけれども、安直に権利というのを入れると非常に問題があるので、そこはやはり「機会の窓」が保証されていることぐらいにしたらいいのかな。

それから、4ページの上の方、先ほど、こうした動きはというのが第2段落にあって、かつて見られたような、行政からの提案を、これもちょっと読んでいて、御指摘されて、僕もやはり違和感があるな、かつて見られたようなという形容句は要らないのではないかなと思いました。こうした動きは、行政からの提案を受けて住民等が意思表示をしたり、あるいは反対の立場から一時的な行動をとるといったケースとはというぐらいで、これもあっていいと思うのだけれども、かつて見られて今ないわけではないので、なんとなくもうちょっと素直にすっといく方がいいのかな。御指摘されて、僕は前から気になってなかったのですけれども、言われてみるとちょっと読めば読むほど気になるということで、そういうふうにしていただいたらどうかなという気がいたしました。

NPO等についての言及は、私は基本的にはこれで、全国の自治体に示すものですから、今の最高水準をどうするかという話とはちょっと別な話なので、一般的にこれぐらいのことが幅広く多くの自治体に理解されれば、この答申の役割は果たせるのではないかとということで、私は、大体これでいいと思っております。

土屋臨時委員 些細なことですが、今、お話が出ましたので、5ページ、「機会の窓」が開放という言葉が御指摘いただきましたけれども、なんか非常に魅力的な言葉ですね、開放というのは、「機会の窓」が閉じられていたらどうにもならないわけですから、だから「機会の窓」の開放が保証されていることとか、ちょっと「開放」という言葉は残してもらいたい。何かちょっと魅力的、ちょっと文学的魅力があります。

林臨時委員 関連して、そういうふうには修文するのであれば、その文章の、様々な

場面で多様な主体の参加が可能となるよう、公正な参加がというふうに入れていただくと大分意味がはっきりするのではないか。公正な参加が可能となるよう、今、土屋委員がおっしゃったように、「機会の窓」の開放が保証されているという、そういう全体の文章になってくる。

小林委員長 ここは微妙なので、ここだけは確定しましょうか。

様々な場面で多様な主体の公正な参加が可能となるよう、いわば「機会の窓」の開放が保証されていることという文章でよろしいですか。

林臨時委員 はい、結構です。

小林委員長 そこはそこで確定するという事でよろしいですか。

それとその前の反対の立場からの行動については、こうした動きは行政からの提案を受けて住民等が意思表示をしたり、あるいは、

山岡専門委員 あるいは反対の立場から一時的な行動をする。

小林委員長 一時的な行動を展開するといったケースとは明らかに……。

山岡専門委員 展開は要らないのではないですか、行動をする。

小林委員長 行動をするといったケースとは明らかに趣が異なるので。

小泉臨時委員 これは反対という言葉では表現できないような重要な、つまり反対的な活動であっても、非常に創造的な活動が今あるわけですね。反対的な活動の中から非常に創造的な、行政も納得するような案を市民側が提案するなんていうことが実際に起きているので、反対がだめだということではないんだと思うのです。そこは例えば絶対反対みたいな、創造的でない。

小林委員長 反対のみの立場から。

小泉臨時委員 反対のみの立場から……。

小林委員長 参加ですから、最初、反対といって参加する場合も当然あり得るわけですね。単に反対の立場から……。

林臨時委員 そういうふうに割とマイナス型の文章にするのか、逆に今、小泉委員が言われたように、反対の中からむしろいろんな創造的な結果を生み出すようなケースも生まれてきているというようなことも逆の意味で書いた方がいいのかもしれない。

小林委員長 そうすると全体を組み換えないといけない。

土屋臨時委員 現場にいと、反対のみのケースが多いですよ。だからそれはきちっとした方がいいのではないですか。

小林委員長 そこは先ほど私が言ったように、反対のみの立場から行動を一時的にするといったケースとは明らかに趣が異なるという形で修文します。そこはそういう形で片づけさせていただきます。申しわけございませんけれども、そういう形で修文させていただきます。

それ以外の点について、例えば先ほど、小林委員から4の書き出しがもう少しやわらかく、市町村が受け取ってなるほどというような表現に変えるべきだということに

については、なかなかこの場で具体的には決められませんので、委員長一任にさせていただきたいと思います。

それから、最後の「おわりに」のところも幾つか御意見をいただいております。ここについても委員長一任で少し修文する必要があるれば修文したいと思います。

あるいは西谷委員がおっしゃった高齢者、子どもだけではなくて、これから参加で高齢者がかなり重要な役割を担うのではないかということについてもどっかに入れさせていただければと思っております。

こんなところで。

小泉臨時委員 あと11ページの。

小林委員長 透明性及び公平性の確保でいいですか。

小泉臨時委員 公平性で通すのか、公正さで通すのか、公正さの方がいいのではないかと思うのです。いわゆる提案する権利はみんなに公平ですよというのではなく、市民側にはいろんなハンディキャップがあるから、その分は支援しましょうというようなニュアンスが含まれるという意味では、公正さの方がいいのではないかと思うのですけれども。

小林委員長 公平にするか公正にするか、公正の方がいいのではないかという御意見ですね。

あとは12ページ、実行性の議論が実現性という言葉の方がいいではないかということですね。そこは表題の中にも実現に向けての責任と書いてありますから、これは実現性で私もいいと思います。

あと表題、伴委員から御指摘いただいた。これは特にこれでなければいけないということがありますか、方策についてとりまとめ。

伴臨時委員 結構です。

小林委員長 ここは「次世代参加型まちづくり」に向けての方策について、あるいは「向けて」だけの方がいいのですかね。方策というふうにあえていわないで、かなり哲学的なことを申し上げますから、「次世代参加型まちづくり」に向けて、とりまとめ。

山下臨時委員 ちょっと途中で議論に参加できなかったもので、今さらと思って手を挙げかねていたのですけれども、最後に1つだけ意見を言わせていただきたいのですけれども、この報告書を見させていただいて、市民がどうしたらいいかという立場では非常によく書かれているように思います。ただ、少し気になるのは、国民としてどうかかなとして見たときに、果たしてこれを国土交通省がとか、あるいは政府がこれから地方をどう考えていくのかというイメージが見えにくいというのが印象であって、つまり小さい政府を目指して地方に自律性を持たせましょうという方向が私は基本的な路線だなと理解しているのですけれども、そうでなくて、そういう新しい市民の方に参加してもらうためのまたたくさん財源がいっぱい使われるような、逆に大

きな政府になるのではないかなという、そういうようなニュアンスが見えなくはないなという感じがしないでもない。

それが具体的に報告書のところだと、何が結局わかりにくいのかなと思ったときに、先ほど議論が出たと思うのですが、行政がどうするか、どうなるのかという具体的なイメージが非常につかみにくく書いてあるところで、最後のところで、例えば17ページ、パッケージで財政的な支援であるとか、行政側の幅広い対応というところで大きくなるというか、実際、こういうことをやると行政側の負担がすごくふえるのはよくわかることですし、実際に御苦労されている現場というのはよくわかるのですが、このことでどういうルールで、国が財政パッケージ支援をするということも書いてありますし、幅広い対応をサポートするということも書いてあるのですけれども、どの程度するかというのが見えにくくて、全体的に見たときに、名前がつけ変わって、やはり横並びで参加型まちづくりと出ていれば、いろんなことにお金が落ちるのかなという、ちょっと素人的な意見で申しわけないのですが、そういう感じがする。

だから市民と見たときに、そういう範囲でとらえた報告書はそれでいいのですけれども、それが政策の中でこれがどうするかと出たときには、ちょっとそこに対する配慮というのですか、具体的な文言としては、17ページのところも国が全国的な視野で行うことも必要と書いてある。そこに若干あると思うのですけれども、財政的な支援を与える際の方針についてのガイドラインをつくるとか、そういう文言が1個あって、だれでももらえるわけではなくて、非常に競争的という言葉もよくないのですけれども、もともと財源自体がいかにか配分されるのかというガイドラインに基づいて行われるものであるという譲歩がいりはいらないだろうかと思いました。ちょっときょうの内容でどのくらい議論できるかわかりませんが。

小林委員長 恐らくパッケージで財政的な支援の裏側には、そういう支援を行った結果としての事後評価、どういう形でしっかり参加しているのかという。

山下臨時委員 事前の審査と事後評価ですね。

小林委員長 事後評価が必要なことは後ろにくっしていると私は思っています。

林臨時委員 パッケージ型の財政支援というのは、むしろほかの国の事例で恐縮ですが、アメリカのケースで言うと、むしろ政府が出す予算を削減していくためにパッケージ型にするのです。縦割りの補助金だったものを、70年代からできるだけ総合補助金にして、トータルは減らしているのです。特にレーガンの時代はそれが極端でした。国が出す予算は、レーガンのはじめと終わりでは極端に減っているものが多い。ですから、パッケージ型もそういう工夫が当然ありうる。今の行政だと、必ず何かを予算としてはやめるということを含めて新たなものを考える。そのときも、やめる前の予算の枠よりは何か減らして出す。そういう形でやるように、市町村でもどんどん変わっています。そういう意味では、僕は別の形の財政のしぼりがきいてきているので、あんまり心配していない。むしろ、本当に実効のある形で使われているのかを、

今、委員長がおっしゃったように、事後評価するという、それが非常に重要なのではないかというふうに思っています。

越澤委員長代理 5 ページで、一度委員長が仕切っていることですので、それについて異を唱えませんが、一応私の意見として申し上げますと、先ほどの公正な参加で「公正」を加えてほしいという意見でそうになりましたが、まず文章として形容詞が加わると余りいい文章ではありません。それで公正の意味が、さまざまな場面で多様な主体の参加が公正であるということであるのであったら、繰り返ししない方が日本語としてはよろしいかな。ただ、別の意味があるのでしたら、それは説明をしないと、結局公正とはこの場合、何をいっているのですかという多分質問がまた出てくると、読む人が。なるべく具体的に何を書いているのかわかるような形で、余り抽象的な言葉をいわない方がいいと思います。

それはそれで意見です。

もう1カ所、やはり公正という議論がありましたので、やはり何をもって公正といっているか、少なくともこれはまちづくりの参加という中でいっている公正ですから、それは具体的に説明して、文章として書いていった方がいいのかなということが意見です。

小林委員長 具体的にどうしろとおっしゃっている。

越澤委員長代理 ですから、公正を入れてほしいと主張なさる方の意味が、ここで出ている様々な場面の多様な主体の参加であるということであれば、私は入れる必要がないと思います。ただ、別の意味があるのでしたら、それはやはりきちんと書かないと、2文字だけでは意味はわかりませんということでありまして、それはそれで御指摘いただければ、あとは委員長一任の中でさばいていただくということであると思います。

小林委員長 どうですか、小泉委員。

小泉臨時委員 5 ページのところであれば、これは言いかえているわけです。「機会の窓」が公正に開放されているということが重要だということかと思うのです。言いかえるならば。つまり偏った形で開放されているのはおかしいのではないかということ強調したいので、先ほど、私が言ったのではないのですけれども、ほかの委員の方が公正というのがあった方がいいのではないかという話だと思います。ここは。

それから、もう1カ所は多分11 ページのことかと思うのですけれども、そこできちんと例えば公正性の確保ということについて、タイトルはそうして、その内容を具体的にはこういうことも重要であるを書いていただければ、私はそれに賛成です。そういうふうにしていただいた方が確かに伝わりますし、具体的になるのだと思います。

先ほど言ったような、市民側にはなかなかハンディキャップがあって提案もできないというような現状もあるので、そういうことについてきちんとしたものをする必要

があるという意味で、公正ということを書き込んでいただければそれはそれでいいと思いますが、そこまで直すとまた大変かなと思ったので、題名に加えるということでもいいのではないかなと思ったのですが。

西谷委員 公正という言葉は非常に危険なことともいえる。人によって思い込みが全部違って来る可能性があります。ですから、私は越澤委員が言われるように、むしろ原則的に書かない、公正とか、権利とか、公平というような非常に多義的な言葉というのはできるだけ使わない形の方がいいのです。人に考えさせるような文章のときは、それでも書けばいいのですけれども、方策を示すに近いようなものはできるだけ具体的にした方が私はいいと思いますけれども。

林臨時委員 そういう意味では、5ページのところは非常に全体に抽象性の高い書き方になっているので、5ページの方は、今、言われた公正というのは、考えさせるようにとおっしゃったけれども、そういう意味で投げかけとして入っていると、この中で、例えば「機会の窓」ということも皆さんに考えていただく言葉であるわけですね。

ですから、そういう意味で、ここで今、書かれるとすると、修文上の問題で少し重たくなるかもしれないけれども、様々な場面で多様な主体の公正な参加となるよということ、そのまま残しても僕はよいのではないかなというふうに思います。

やはり言葉を投げかけていろいろ議論が起こって、みんなが考えるというのは、このレベルの提案というか、方策について投げかけるとすると、むしろ非常によいのではないかなと思います。余り今、自治体行政なりなんなりで公正というふうなことで議論がきちんと行われないうですね。おっしゃるように、非常に難しい内容を持っているということもたしかですから、その議論を深める機会があるというのは僕はともよいことではないかなと思っています。余り簡単に説明しきってしまうとむしろ問題があるというふうにも思います。

小林委員長 どうですか、西谷委員。そういう反論がございます。

西谷委員 にもかかわらず、私はやはり多義的に過ぎる、最も多義的な言葉ですね、公正という言葉は。本当にだれも解を持って、私は私なりに、林委員は林委員なりに持っているやつだから、言われようとしている意味はわかります。しかし、私は深く持っておられるそこにまたちょっと疑問を持っているのです。ですから、あぶないという気がしませんか、いかがですか。考えさせるというと……。

林臨時委員 広い範囲での議論があることの中から、いろいろ考え方が積み重なって、みんなのものになっていくというのが本当の意味の定着だと思うのです。ですから、おっしゃるように、西谷委員が深く考えられるのは一番いいという面はあるかもしれないけれども、でもそこに多くの人たちが議論の中からだんだん到達するということも非常に重要ではないか。

西谷委員 きょう、出てきた言葉の中では、権利、公平、公正という言葉があって、

ます一番よくわかるのは公平です。これは形式的平等だと思えばまずいい、そこから出発する。それから権利というのはあやしいのですが、しかし、裁判によって訴求できるような自己の利益の実現というところを出発にして、それを議論していくという可能性があります。ところが公正というの一番、これは正義というような言葉に近いわけですから、良いことというくらいなんです、偏頗でないことというくらいなことなんです、内容は非常に問題になるのではないかと。論じようがないのではないかと。思うのです。

林臨時委員 ですから、特に参加の場面ということで、ここでは公正を考えると、そういう問題ですね。

西谷委員 公正をめぐる議論しようとしたら、それは収斂しない。

林臨時委員 僕は参加という領域の中では、それなりに、別に日本だけでなく、いろいろな国で積み重ねてきている話だと僕は思っていて、日本では、参加というのは制度上も、あるいは概念上もなかなか深くならなかったから、市民の活動の方が先にいっているという状況があるものだから。

小林委員長 このように、この場で全部確定していこうとすると議論を呼ぶところでもあります。

若干荷が重いのですけれど、しかも時間的に限られていますけれども、今、いただいた中で確定された部分が幾つかありますけれども、公正の分はちょっと私が勇み足でした。御意見をいただいて、必ずしも統一した意見ではないということですから、その言葉を入れるかどうか、今の御意見を聞いていると、私は入れない方向なのかという感じがちょっとしておりますが、まだ確定してない部分については、4日ですから、決定の修文を委員長一任にさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

小林委員長 ありがとうございます。

それでは、これで大分最後まで意見、侃々諤々としてやって珍しい審議会なんですけれど、なんとか委員長一任という形で報告案をつくることをお許しいただきましたので、この辺で小委員会、私の方はとりあえずまとめさせていただきまして、本日の議事を終了させていただきたいと思います。

(2) その他

小林委員長 最後に、先ほど申し上げましたように、竹歳都市・地域整備局長よりごあいさつがあるようですので、お願いいたします。

竹歳都市・地域整備局長 小林委員長はじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、4月の第1回の会合からきょうまで8回ということで、大変御熱心に御議論

いただきましてまことにありがとうございました。

きょうの御審議の中でも、何人かの委員から御発言がございましたが、私どもとしても極めてオリジナリティーの高い画期的なレポートをおまとめいただいたのではないかなと思っております。社会資本整備審議会で、こうしたテーマを取り上げて本格的な御議論いただいたのははじめてでございますが、はじめてにもかかわりませず、大変すばらしいレポートをいただいたと思います。

これも委員の皆様が、小林委員長はじめ、いろいろな形で現場に関わっておられて、その中でいろいろな現場の経験をお持ちになっていて、それをここで御披露いただいたということが非常にこのレポートの価値を高めているのではないかなと私は思うわけです。

この問題は、もともと物事を決めるというのはどういうことなんだ、家の中でもなかなか決まらないことを、それを賛成、反対の多数の人々が関与する公共的な選択、公共的な意思決定という場面でどのように取り組むかというようなこと、そのプロセスも含めて、やはり日本における民主主義とか、地方自治とか、代議制とか、そういう基本的な問題にも踏み込む非常に重要な問題をお取り上げいただいたと思います。

そういう原則論とプラス日本の社会のこういう特別な環境、小林委員がお話いただいたように、何かを決めるときに、最後は多数決でなくて拍手で決めるというのが意外と日本の雰囲気合っているんだというお話も私は非常におもしろく伺ったわけでございますけれども、このレポートにありますように、手探り、そういう状況から始まって、どのようにいいまちづくり、子どもの意見もよく考えるというのを山内委員は何回もおっしゃって、私もそれは大変高齢者だけでなく、子どもというのはすごく大事ななと感じたわけでございます。

きょうの御議論も、理想と現実の間で、どこまで今、踏み込めて、今後、どうすべきかというようなお話で、大変今後、我々が行政を進める上で参考にさせていただけると思います。

今後のことについて2つ申し上げたいと思います。

先ほど横島委員から、具体的な御提案がございましたけれども、まさに私ども地方整備局も活用し、せっかくできたすばらしいレポートを1つのテキストとして今、何ができるのだ、今後、何をやるべきかということをもとめたレポートとしては行政側だけでなく、市民の運動されている方にも非常に御参考になるのではないかなと思うのです。

そういう意味では、事例のお話がございましたけれども、レポートの中の事例プラス、例えば出版をするときに、いろいろなこの審議会を出していただいた資料も合わせてより詳しく知りたいと思われる方がアプローチできるような手がかりをつくりたいと考えております。

それからもう1点は、今、公正、公平、権利というような議論がございましたけれ

ども、都市計画制度については現在、事後的な司法救済をどうしたらいいのかという議論が始まっております。例えば小田急の訴訟とか、国立のマンション訴訟などでも、裁判官によって非常に御判断が分かれているようなことなんですけれども、そういうことがあるということは、実は今まで都市計画は事後的には争えないんだ、決まったものは争えないんだということで今まできたのですけれども、やはりそういう事後的な救済も考えるべきではないかという議論が始まっています。そうすると、今回、御議論いただいたような事前の市民参加、参加のあり方と実は事後の救済というのは非常にまた密接にからんでおりまして、この小委員会のレポート自体は非常に哲学的な今後の方向をお示しいただいたものと私たちは受け止めておりますけれども、今後、具体的にそういう事後的な救済、事前の参加というようなセットで幅広く都市計画の法制度についても今後、我々勉強していかなければいけない。これは若干時間のかかる話になりますけれども、そのような気持ちであります。

いずれにいたしましても、非常に大変難しい問題につきまして、りっぱなレポートをおまとめいただきまして、小林委員長はじめ、委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

どうもありがとうございました。

小林委員長 それでは、以上をもちまして8回にわたる熱心な御討議の結果が何とか生み出せるようですので、この辺で会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

閉 会